

広島県告示第六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十四年一月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域〔平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。〕に係るもの〔国有林に係るものを除く。〕に限る。）で定めるところによる。

昭和四十年三月十九日農林省告示第三百五十九号、昭和四十一年一月二十六日農林省告示第七十号、昭和四十六年三月二十五日農林省告示第五百七十六号、昭和五十七年一月十四日農林水産省告示第五十二号、昭和五十七年七月二十日農林水産省告示第二百四十三号、昭和五十七年八月十八日農林水産省告示第千三百九十号、昭和六十二年七月二十三日農林水産省告示第千二十八号、平成七年五月二十二日農林水産省告示第六百八十二号

二 変更に係る指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課並びに関係市役所及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。）